

事業名	鳥獣被害防護柵設置事業		
事業の目的	鳥獣(イノシシ等)による水稲などの農林産物に対する被害、または人身に対する被害を防止するため、防護柵を設置(修繕、補強を含む)する者に資材購入経費の1/2(補助金額には上限があります。)を補助します。		
対象者	以下の①②の要件を満たす者 ①市外に住所を有し、かつ、市内に防護柵を設置しようとする者。または市内に住所を有し、かつ、市外に防護柵を設置しようとする者 ②農林産物を生産する者または鳥獣により人身に対する被害を受ける恐れがあると認められる者		
事業の内容	防護柵等の種類	補助対象資材	補助限度額
	電気柵 500m以下	本体(バッテリー)	265,575円
		コード	
		支柱	
		がいし	
		ゲートグリップ	
		テスター	
		防草シート(押さえピン含む)	
	鉄線柵 500m以下	ワイヤーメッシュ	769,425円
		支柱	
結束線			
アンカー			
防草シート(押さえピン含む)			
トタン柵 500m以下	トタン板	442,488円	
	支柱		
	結束線		
	防草シート		
サル・イノシシ併用 複合柵 500m以下	電気柵部分 (上部)	本体(バッテリー)	713,130円
		コード	
		支柱	
		がいし	
		ゲートグリップ	
		テスター	
		電気柵支柱取り付け用がいし	
	鉄線柵部分 (下部)	ワイヤーメッシュ	
		支柱	
		結束線	
		アンカー	
		防草シート(押さえピン含む)	
防鳥網 500m以下	防鳥ネット	72,510円	
補助率	1/2 (ただし補助金額には上限があります)		
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、林業水産課または各支所、本神崎・一尺屋連絡所に提出してください。 申込期限は令和7年1月末まで、設置は2月末までです。(ただし、予算が無くなり次第終了) 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 同一の補助対象者における申請は単年度に1回限りとします。 対象資材の購入金額の総額が消費税額を含め10,000円未満の場合は補助対象外です。 既に本事業(過去5年)または交付金事業の補助を受けて柵を設置した農地については、補助の対象外になる可能性があります。 補助金交付決定前に防護柵を購入した場合は補助の対象になりません。 		
根拠法令等	大分市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱		
その他	各防護柵(電気柵・鉄線柵・トタン柵・複合柵・防鳥網)の資材について、補助の対象となる規格を定めています。詳細は「実施案内」をご覧ください。林業水産課(電話585-6021)までお問い合わせください。		
	【補助金交付の流れ】 ●申請者、○大分市 ●申請→○補助金交付決定通知送付→●資材の購入・設置→●実績報告書・請求書提出→○補助金確定通知送付→○補助金支払		